奈良県告示第二百号

機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十条の二の規定により、指定医療

令和五年八月二十九日

奈良県知事 山 下 真

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
小野クリニック	——号 大和郡山市九条平野町三番二五	令和五年六月三十
林医院	番地大和郡山市柳町一丁目一八の一	令和五年六月三十
ひだまり薬局本庄店	大和郡山市本庄町二九七一六	令和五年六月三十
ひだまり薬局香芝店	香芝市磯壁三丁目九二—一〇	令和五年六月三十
ひだまり薬局榛原店	一五 宇陀市榛原あかね台二丁目二二	令和五年六月三十
ひだまり薬局大宇陀店	宇陀市大宇陀拾生一八五七ー一	令和五年六月三十
ひだまり薬局榛原福地店	宇陀市榛原福地三七六	令和五年六月三十